

令和6年度 第2回徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月2日(金)午後1時30分～午後2時30分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

(1) 徳島県最低賃金額改正の審議

4 議事

部会長

ただいまより令和6年度第2回徳島県最低賃金専門部会を開会いたします。

事務局は委員の出席状況等を報告してください。

事務局(室長)

本日は9名の委員、2名の公益オブザーバー委員が出席しております。本専門部会が成立していることをご報告します。

部会長

皆様、連日暑い中、審議になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

専門部会の公開につきましては、第1回本審におきまして、第1回専門部会のみ公開、傍聴を認め、第2回以降の専門部会につきましては、会議を非公開とするが、議事録を公開する旨決議されておりますので、今回の審議から会議を非公開とし、議事録を公開することといたします。

なお、議事録が公開されるまでの間、議事要旨が公開されることとなります。

では、徳島県最低賃金改正の審議を進めたいと思います。

例年の審議におきましては、中央最低賃金審議会から示された目安からどうするかといった議論といったところが中心であったかと思えます。昨年度の徳島地方の最低賃金決定につきましては、皆様から様々なご意見があったことも踏まえまして、今年度は事務局が第2回本審で示しました都道府県のデータが示された主要統計資料、これを参考に各指標について他県と比較した際の徳島県の立ち位置は一体どうなのか、そしてその立ち位置についてふさわしい最低賃金はどうかあるべきなのか、こういったことも踏まえまして審議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、他県の状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（室長）

今事務局に入っている情報をご説明します。静岡、目安どおり 50 円の引上げ、1,034 円、これは専門部会での採決で使用者全員反対となっております。滋賀、目安どおり 50 円の引上げ、1,117 円、これも専門部会の採決で使側と労側一部反対となっております。もう一つ、大阪、目安どおり 50 円の引上げ、1,114 円、全会一致で専門部会での結審としております。

以上になります。

部会長

ありがとうございます。昨日のご発言では金額提示の段階ではないということで終わってまいりましたので、本日は全体会議のほか個別の協議も交えながら審議を進めたいと思っております。全会一致を目指して審議を進めたいと思いますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まずは、労使のご意見を伺いたいと思います。労使双方具体的な金額、その根拠、理由についてお伺いしたいと思います。労側の■■■委員、よろしくお願いいたします。

■■■委員（労側） 昨日、第 2 回の本審の時に様々な要望書だとかありまして、いろんな方の意見をお聞きしました。昨日の専門部会でも言いましたが、これまでも最賃が低いと他県に流出するということ言いました。弁護士会の会長声明にも書かれていました。隣県との差というのは意識しなければならないのかなというふうに思ったのと、今日私が配りました資料は、連合が出しているリビングウエイジですね、昨日の大学生の資料も、たまたまなのか分かりませんが、埼玉県との比較ということで、首都圏と徳島とを比べたとしてもそんなに支出のところでは変わらないというデータが示されておりました。今のリビングウエイジの資料も同じような部分もございます。

昨年の最低賃金 896 円のことでは様々な意見がございました。目安額が 50 円と出てますけれども、生計費を考えた場合に 1,000 円を下回るような金額では生活をやっていけないことを踏まえまして、また、リビングウエイジでは、徳島県において、車を持っていなくても時間給 1,060 円は必要ということが示されております。実際に車を持たれている方が徳島県内ではほとんどだろうと思いますけれども、そこまでいきますとかなりの額になりますので、まずは今年は 1,060 円でいきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。続いて、使側委員お願いいたします。

■■■委員（使側）

昨日も申し上げましたけれども、罰則付きで一律で強制適用、セーフティネットである最低賃金は通常の賃金とは全く異なるということも改めて申し上げたいと思います。

その上で、本県は赤字法人比率が 16 年連続でワースト 1 位、それから四国のデータしかないんですけれども、民間調査機関が調べた価格転嫁率を見ますと 39.6%ということ、昨年から 7%ぐらい後退しているということと、特に労務費の転嫁というのが全く認めてくれないというようなお声をいただいております。それから、四国財務局の法人企業統計調査というのがあるんです

けれども、これは四半期に1回出ています。労働分配率の計算方法っていろいろあるみたいなんですけれども、人件費割ることの（人件費プラス営業利益）でみてみますと、今年の1月から3月までの労働分配率というのが70%で高い水準ということ、それから秋以降の社会保険の加入要件の緩和ということで、企業に与える影響というのが今後まだあるのかなということ、それから急激に最賃を上昇させましたら税金や社会保険への対応等から結局働き手が減っていくんじゃないかなという可能性があるだろうと。また、最賃がかなり上がってきますと、更に障害者の雇用を満たさなければ5万円というお金を納付する必要があるみたいなんですけれども、納付金を払ったほうが安いということで、障害者雇用が進んでいかないなどということも考えられます。それから、日銀の追加利上げによる景気への影響というのも注視していかないといけないのかなということと、何より私がいろいろ企業のほうから聞いているのは、急激に最賃を上げるのだけはやめてほしいという声を沢山いただいております。

そういったことを踏まえて、これまでもデータに基づいてやっていくべきだということで我々は申してきたところでございますので、小委員会報告の参考資料の賃金改定状況調査結果の第4表を踏まえて、4表の3のBランクの計であります2.9%ということで、922円、ここを提示させていただきたいというふうに思います。以上です。

部会長

ありがとうございました。

労使双方から具体的な金額とその根拠についてお伺いしましたけれども、それぞれの金額については隔たりがあります。ですので、これを考慮いただいた上でさらにご意見をお伺いしたいと思います。まず、労使、それとも公労、公使、どういたしましょうか。

■委員（使側）

公労、公使で協議をしてはどうでしょうか。

部会長

公労、公使。分かりました。

では、公労、公使で始めさせていただきます。

使側の皆様、5階に控室がありますので、そちらへご移動をよろしく願いいたします。

（公労、公使二者協議）

部会長

審議を再開します。

本日お伺いしまして、労使双方ともに隔たりがありますし、今回のところは労使でお話しただいても何も生まれてこないのではないかとということで、次回また改めまして労使でお話しただくということにさせていただきたいと思います。

■委員（使側）

今おっしゃられたとおり、今日労使で話をするには今の段階ではちょっと乖離があるかなって

いうところで先ほど拒んだんですけれども、議論はどんどんしたいと思っています。先ほども申し上げたとおり、今の段階ではそうなんですけれども、やはり第4表だけでっていうところではなかなか、もっと総合的によく考えていただいて、そのあたりはこれからまた使側も深めていきたいというふうに思っています。また次の段階でぜひしっかり議論を深めたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

部会長

目指すべきところは労使協調路線で徳島は進んでいただけたらありがたいかなと思ひますので、歩み寄りの議論を、今年はちょっと違うよということはおくぎを刺されていらっしやいましたけれども、やはりそれが徳島県の強みでもありますし、底上げにもなるかと思ひますので、ぜひ皆様、真摯な議論をよろしくお願ひいたします。

本日の審議はこれで終わりたいと思ひますけれども、事務局からお伝えすることはありますでしょうか。

事務局（室長）

次回の専門部会は、8月9日、金曜日の午後3時から、場所はこちらの会議室で、徳島地方合同庁舎6階の会議室となっておりますので、よろしくお願ひします。

この後、昨日はできませんでしたが、付帯決議の検討会を行いたいと思ひますので、参加いただける委員はぜひよろしくお願ひします。

少し休憩時間を空けて開催したいと思ひますので、午後2時45分で再開させていただきたいと思ひます。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

では、この後、付帯決議の検討につきましては、45分からスタートさせていただきたいと思ひます。審議はこれで終了といたします。皆様、ご審議ありがとうございました。

（閉会）